

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第5回）

平成28年2月16日

【岩井主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回の会議、論点整理案について御議論いただきましたが、それも踏まえてさらに加筆修正したものを用意しています。この論点整理案について更に議論を深めていきたいと思っております。限られた時間ではございますが、積極的な御議論をお願いいたします。

なお、報道関係者及び一般の傍聴者に対して会議を公開することとしておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入る前に、まず、配付資料について事務局からの説明をお願いします。また、前回の会議から人事異動等があったようですので、それについても併せて御紹介をお願いいたします。

【田井特別支援教育課専門官】 1月18日付けで特別支援教育課専門官として併任になりました田井と申します。よろしくをお願いいたします。

また、2月8日付けの人事異動で、特別支援教育課長として丸山が着任しております。

【丸山特別支援教育課長】 井上課長の後任として2月の8日付けで着任しました丸山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【田井特別支援教育課専門官】 本日の配付資料は、議事次第にありますとおり、資料1として、これまでの御意見に前回会議における御意見を追記したものを御用意しております。資料2-1として論点整理（案）の概要、また、資料2-2として、前回会議からさらに加筆修正を行い、文章化した論点整理（案）を御用意しております。資料3として今後のスケジュールをお示ししております。今回御議論いただきまして、さらに次回の会議である程度の取りまとめをいただき、パブリックコメントの後、年度内に報告として確定いただくことを想定してございます。

資料につきまして不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございました。

それでは、まず資料2の論点整理（案）について、前回の会議から大分期間もあきましたので、全体的に事務局の方から説明をお願いいたします。

【田井特別支援教育課専門官】 資料2-2と書かれております資料を御覧いただければと思います。前回の会議までにおまとめいただきました論点整理（案）を基に、更に加筆修正を行い、文章化したものでございます。

まず1ポツの特別支援教育の意義と歴史につきましては、今回新たに追記した記述でございます。(1) 特別支援教育の意義、一つ目の丸で特別支援教育の意義を、二つ目の丸で全ての学校において実施される必要性を、三つ目の丸でその重要性について述べております。

次に(2) 特別支援教育の歴史としまして、一つ目の丸で明治11年の盲啞院の設立、二つ目の丸で、特殊教育の制度化、特殊学級の制度化、就学義務化、三つ目の丸で平成5年の小・中学校における通級による指導の制度化について述べております。

1枚おめくりいただきまして2ページ目、一つ目の丸で、平成17年の中教審答申を受けた平成18年の学校教育法の改正による特別支援教育の制度化について、二つ目の丸で、学習指導要領改訂において、通常学級においても障害の状態等に即した適切な指導を行うことが盛り込まれたこと、その下の丸で、平成26年の障害者権利条約の批准、それに先立つ平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の学校教育法施行令の改正、次のページに移っていただきまして、一つ目の丸で、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が進められていることについて述べております。

次に2ポツ、高等学校における通級による指導の制度化の意義でございます。(1) 現状と課題として、一つ目の丸から四つ目の丸までは前回の論点整理に基づき記載をさせていただいております。高等学校の進学率が98%を超えていること、高校の役割と責任の重さ、入学者選抜における適格者主義の考え方の変遷について述べております。

最後の丸以降は今回追記した部分でございます。平成18年の学校教育法の改正、1枚おめくりいただきまして、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行により、障害のある子供に対する指導支援の重要性が増していること、4ページ目、一つ目の丸ですが、高校における特別支援教育の体制整備が徐々に進められていること、二つ目の丸として高校における通級指導の必要性の高まり、三つ目の丸として、高校においては制度上、自立活動に相当する指導を行うことができなくなっていること、これらを踏まえまして、5ページ目の一つ目の丸のとおり、複数の有識者会議において、これまで高校の通級指導の制度化が

提言されてきたことを述べております。

次に(2)制度化の意義についてです。最初の二つの丸は今回追記した部分でございます。一つ目の丸で、中学校から引き続き通級指導を必要とする生徒、小・中学校で通級指導や支援を受けなかったことにより困難を抱え続けている生徒には速やかに適切な指導が行われなくてはならないこと、二つ目の丸で、これらの生徒に対して自立活動に相当する指導を行う場合には、現行制度においては教育課程外で行われるにとどまることを述べております。

三つ目の丸以降は、論点整理からの記述でございます。中学校において通級指導を受けている生徒数が増加していることによる、高校における学びの場の早急な整備の必要性を述べております。

四つ目の丸、高校における通級の制度化においては、小・中学校における通級による指導が本人、周囲の生徒にどのように説明されていたかという観点が重要であること、これは前回会議の御意見により追記した部分でございます。

五つ目の丸以降の記述は、論点整理の記述を踏まえ、一部書き換えを行っております。五つ目の丸で、制度化に当たっては、通級指導を受ける生徒の自尊感情や心理的抵抗感に配慮する必要があること、六つ目の丸で、一方で生徒自身が自らの学習内容について教師と一緒に考えることで実効性のあるプログラムが形成されること、1枚おめくりいただきまして、生徒自身が主体的に取り組む契機を作るために、自身の課題認識や明らかになった困難が教職員の間で共有されることが重要であることを述べております。

6ページ、一つ目の丸で、心理的な抵抗感への対策として、生徒の間でそれぞれが主体的に様々な取組をしていることについて認め合えるようにすることの重要性、二つ目の丸で、生徒への配慮として通級による指導の実施時間帯の工夫が考えられること、三つ目の丸でその際の留意点、四つ目の丸で、学校全体へ特別支援教育への支援体制を構築する必要性を述べた上で、PTAや地域社会への理解啓発について今回追記をしております。

次に3ポツ、高等学校における通級による指導の制度設計でございます。基本的な考え方は、これまでの論点整理をベースに記載しております。

一つ目の丸ですが、高校における通級指導の基本的な考え方は、小・中学校と同様、一定の期間、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための必要な指導を行うこととすることとしております。

7ページに移っていただき、一つ目の丸ですが、同時に、高等教育の以下の特徴を十分に

踏まえて制度設計を行う必要があるとしております。①として、高等学校における教育課程は各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動によって編成されていること、②として、単位による履修・修得、卒業認定制度を採用していること、③として、全ての生徒に履修させる必履修教科・科目及び総合的な学習の時間を示しており、合計標準単位数は38単位であること、④として、全日制、定時制、通信制の区分があることを挙げております。④は、論点整理では一つ項目を別に立てて記載しておりましたが、こちらに集約させていただきました。その上で、これら全ての区分で通級による指導を制度化する必要があること、1枚おめくりいただきまして、区分による制度設計の違いは設けないことが適当であるとしております。

次に（2）教育課程上の位置付けについてです。一つ目の丸は今回追記してありまして、高校において通級指導を導入する際には、通常の教育課程に障害に応じた特別な指導を加えることができるようにすることが必要であるとしています。

次の丸は論点整理の記述をもとに記載しており、教育課程上の位置付けについては、以下の論点について、中教審における次期学習指導要領改訂の議論の中で検討する必要があるとしております。1ポツ目、学習指導要領にどのように位置付けるか、2ポツ目、単位認定、学習評価の在り方、また、3ポツ目、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方として、必履修教科・科目との関係、卒業要件単位数に含められるか、標準となる単位数等の論点を上げております。

単位認定、学習評価の在り方、標準となる単位数については、論点整理とは別に項目を立ててまとめておりましたが、これらの論点は教育課程上の位置付けに連動してきますので、こちらに含めて記載いたしました。

本報告書ではこの部分についてはこのような記述にとどめておりますが、中教審におきましては、本会議でいただきました視点や論点をお伝えし、御議論いただきたいと思っております。このため、この部分につきましても御意見ございましたら御指摘いただければと存じます。

次に（3）通級による指導の対象についてです。全て論点整理を基に記載しております。一つ目の丸で、高校における通級の指導の対象となる障害種は、中学校との接続の観点から、小・中における指導の対象と同一にすることが適当であるとしております。

二つ目の丸で、知的障害については、小・中においても通級指導の対象となっておらず、高校でも同様とすることとしております。

9ページ、一つ目の丸でございますが、他の障害と知的障害を併せ有する生徒は、主な困難が知的障害以外によるものである場合には、当該困難を改善・克服するため通級による指導を受けることは有り得るといふふうに記載をさせていただいております。

次に(4)指導内容についてです。一つ目の丸は論点整理からの記述でございますが、高校における通級の指導内容は、障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による困難を主体的に改善・克服するための指導とし、特別支援学校の自立活動に相当するものとしております。

二つ目の丸以降は今回追記したものでございます。二つ目の丸で特別支援学校の自立活動について説明しております。三つ目の丸で、小・中学校の通級による指導では、特に必要があるときは障害の状態に応じて各教科の内容を補充する特別の指導を含むとされていることを述べております。

1ページおめくりいただきまして、10ページの一つ目の丸、高校においても、特に必要があるときは各教科の内容を補充するための指導も自立活動として行うことができるようにすることも考えられるとし、当該補充指導は単なる教科の補充ではなく、自立活動の指導を教科等の内容と関連付けて行うものであると整理しております。

次に(5)通級による指導が必要となる生徒の判定手続等についてです。こちらは、論点整理では指導の対象の部分で記載されておりました内容を、項目として独立させました。

一つ目の丸で、通級指導の対象者の判定は、次の①から④のプロセスも参考に、各学校や地域の実態も踏まえて行われることとしております。

①生徒に関する情報の収集・行動場面の観察について。論点整理に基づきまして、中学校における高校への迅速な引き継ぎ体制の構築、入学後の実態把握が必要であるとし、今回追記部分として、出身中学校への訪問等積極的な情報収集に努める旨を記載しております。

11ページに移っていただきまして、②生徒と保護者に対するガイダンスについて。論点整理に基づきまして、入学時の生徒、保護者へのガイダンス、個別相談の時間の設定、障害以外の要因による困難を有する保護者からの相談への対応について記載し、今回の追記部分として、専門スタッフとの連携・協働の必要性について記載しております。

③校内委員会等における検討。論点整理に基づき、校内委員会等における検討を経て最終的な対象生徒を決定することとしております。

④生徒や保護者との合意形成。論点整理に基づきまして、校内委員会等における検討結

果については生徒や保護者との十分話し合う機会を持つこととし、今回追記部分として、生徒や保護者から合理的配慮の提供を求める意思の表明がなされた場合には併せて対応する旨を記載しております。

さらに1枚おめくりいただきまして12ページ、(6) 担当教員に必要な資格についてです。一つ目の丸で、論点整理に基づき、通級による指導の担当教員は高等学校教諭免許状を有することが必要であり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、専門性や経験を有することが必要であること、補充指導を行う場合には、当該教科・科目に関連する免許状を有する教員も参画することが望ましいとしております。

二つ目の丸で、論点整理に基づき、巡回による特別の指導を行う場合、兼務発令や非常勤講師の任命を行う必要があるとしております。

三つ目の丸は今回追加した部分でございます。全ての教職員が特別支援教育への理解を深める重要性、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが望まれることを述べております。

次に4ポツ、高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策についてです。国、教育委員会、高等学校それぞれにおける充実方策を記載しております。

(1) 国の役割。1番目の丸で、論点整理に基づき、通級指導の実施のために必要な体制整備への支援の必要性を述べ、1枚おめくりいただきまして1番目の丸で、必要な教員定数の加配措置の必要性を今回追記しております。

二つ目の丸で、論点整理に基づき、担当教員への研修の実施や専門性の充実に資する施策の推進の必要性、三つ目の丸で、高等学校施設整備指針に通級指導に関する記述を盛り込むことの必要性を今回追記しております。

四つ目の丸で、論点整理に基づきまして、研究・開発事業の成果の周知に努めることを記載し、五つ目の丸で、調査書等の関係書類の記載方法の検討、今回追記部分として、通級による指導の成果の進学、就職等への活用の促進が必要である旨記載しております。

次に(2) 教育委員会の役割でございます。一つ目の丸で、都道府県教育委員会においては、学校や地域の状況等も踏まえつつ、高等学校における通級による指導の導入に向けた積極的な取組を行うことが望まれることを追記しております。

次に、論点整理に基づき、二つ目の丸として、実施する高校が外部専門家の助言や中学校における支援内容の引き継ぎを得られるための仕組み作りの必要性について、1枚おめく

りいただきまして一つ目の丸、中学校の引継ぎについての市町村教育委員会の協力が不可欠であることについて、二つ目の丸で、担当教員の適切な配置や専門性の向上の必要と、巡回による指導の導入も生徒の負担軽減のためには効果的であることを記載し、今回追記部分として、研修対象者の拡充や研修内容の一層の充実に努めることの必要性を述べております。

次に、(3) 学校における体制整備についてです。論点整理に基づきまして、一つ目の丸で、障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制作りが求められることについて、二つ目の丸で、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として特別支援教育に取り組む体制を整備することの必要性を記載し、今回追記部分として、教職員一人一人が生徒の声を丁寧に聞き、生徒と一緒に支援体制を構築する重要性について記載しております。

15ページ、一つ目の丸で、論点整理に基づきまして、通級による指導の担当教員と当該生徒の他の授業の担当教員、保護者等の関係者の間で定期的に情報が共有されることの必要性について今回追記をしております。

二つ目の丸で、今回追記部分として、生徒への一貫した支援のため、中学校、高等教育機関、地域の福祉関連機関等、関係機関との連携を進めることの必要性を記載しております。

また、三つ目の丸で、就労支援においては就職後の定着までフォローする体制作りが望ましいこと、また、前回の御意見を踏まえまして、大学進学する生徒について、大学のキャリア支援センター等に個別の支援計画を引き継ぐことの重要性を追記しております。

最後に5ポツ、今後の課題についてです。前回会議での御意見を踏まえまして、本報告においては、高等学校における通級による指導の制度化に絞って議論を行ったところですが、高等学校における特別支援学級に係る特別な教育課程の在り方については、通級による指導の制度化の状況等を踏まえつつ改めて検討する必要がある旨を今後の課題として追記をしております。

大変駆け足となりまして恐縮ですが、資料2-2の御説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩井主査】 御説明ありがとうございました。

それでは協議に入りますが、まず項目ごとにある程度時間を区切って御議論いただきたいと思います。まずこの資料2-2の1の特別支援教育の歴史と意義、それから2ポツの高等学

校における通級による指導の制度化の意義について、まとめて20分程度で御議論いただきたいと思います。御意見のある方は挙手又は名立てを立てていただき、御発言に際しては必ずマイクを使用して、最初にお名前を言っていただくようお願いいたします。それでは、御意見のある方、お願いいたします。特に1ポツの部分は加えられたところですので。

【中田委員】 中田です。よろしくお願いします。

3ページの一番上ですけれども、特別支援教育についての通知が出て、ややあってインクルーシブ教育システムという言葉が、コンセプトが打ち出されてきているわけですけれども、いろいろ高等学校の研修会等でお話しするときに質問がよく出るのですが、インクルーシブ教育システムというのは具体的に何を示しているのかというと、国の制度のことを言っているのか、つまり、特別支援学校もあるし通常の学校もあるしということのレベルで言っているのか、教育システムという意味合いを学校システム、学校レベルで考えているのかということなので質問を受けて、いろんな理解が成り立つと思いますが、その辺について、両方のレベルを含んで使っているのか、非常に多義的に使っているのか、制度的な意味で使っているのであり、個々の学校についてインクルーシブ教育システムという言い方はしていないのかどうかとか、その辺をお聞きしたいのですけれどもいかがでしょうか。

【岩井主査】 質問がございましたが、齋藤企画官から。

【齋藤特別支援教育企画官】 特別支援教育企画官でございます。

インクルーシブ教育システムということで、基本的な考え方として、ちょっとおさらいになりますけれども、その子を可能な最大限度まで発達させるという目的の下で障害のある子供とない子供がともに学ぶと。その中で合理的配慮の提供ということも重要なインクルーシブ教育システムの構成要素であるということがまず挙げられます。

その中で、そのシステムにおいて、通常の学級、通級、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を確保、整備をすることといったことがその理念の中に盛り込まれているということでございます。

その中で、各学校について、この中でともに学ぶというような条件を整備しながら、個々の学校においても、そこはインクルーシブ教育システムの重要な理念の構成要素の一つである合理的配慮を提供しながら、各学校においてもインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組、特別支援教育を推進していくということで、そこは制度、それから各学校においてどう対応するかということが両方含まれていると理解をしております。

【岩井主査】 よろしいでしょうか。

【柘植副主査】 関連して。とても重要な発言だと思います。4、5年前の中教審の報告にインクルーシブ教育システムについての解説がありますので、その部分を企画官が今説明されたと思いますが、基本的にはあれだと思います。ただ、理念についても、システムは日本語で言うと制度なのですかね。そのもう少し具体的なところというのはやっぱり分からない状態なので、研究者が頑張って基礎的な研究をするだとか、実践の場でうまくい場合に実践するだとか、あるいは国だとかでそういう到達点というのかゴールを明らかにしていくという作業を、多分これからしていかないといけないのだと思います。そういうことをしながら、こういった会議等を進めながら、完全にどっちかがぼこんとはっきりしちゃってからこっちへ行くという感じではなく、そういう複雑な作業に入っているのだろうなと思います。

【中田委員】 ちょっといいですか。

【岩井主査】 はい、どうぞ。

【中田委員】 今、柘植先生の方からお話がありましたけれども、ずっと遡って考えていくと、インクルーシブな学校作りという言葉がサラマンカ宣言で言われていて、たしかインクルーシブ教育という言い方は2か所ぐらいにとどまっていて、学校ということがこれからの社会に対応してどう変わるべきかという、学校改革というところがかなり強調されて出されていたので、それを片方に置きながら制度改革についても同時に進めていくというふうな理解で良いのかということを確認したいのですけれども。

【岩井主査】 ありがとうございます。

報告書そのものが、恐らく特別支援教育とかの専門の方ばかりでなく、高校の方にたくさん読んでもらおうと思うと少し解説が必要かなと、そんなふうにも思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ほかにございますか。

【柘植副主査】 たくさんあるのですけれども、では一つ。

歴史と意義を加えたということはとてもいいと思います。一般の方が読んでも分かりやすいという。多分これがあることによってその後の細かい話が理解、なぜそんなことをするのかと分かりやすいと思います。意義はこのくらいかなと思いますけれども、歴史のところは、それは明治11年、必要といえば必要なのですから、これは通級の話なので、例えば、通級がいつできたとかは書いてあるのですけれども、途中から発達障害者支援法で発達障害が対象になったとか、あるいはそれがこんなふうになっているだとか、発達障

害関係の対象者が、従来は95%ぐらい言語通級だったのに、それを超えてしまったとか、あるいは特別支援学級だとか通級に通っている子供が非常に増えてきて、特別支援学校で義務教育に入っている人たちの何十倍にもなっているのだ……。何十倍ということはないな。その辺の、通級そのものに関する歴史の変遷みたいなものに重きを置いたほうがいいのかなどと思いました。歴史のところはそれだけです。

【岩井主査】 そうですね。確かにちょっと飛んだところがあるので、そこは今、この報告書の基本的なところで押さえていくというのはよろしいかと思います。

ほかに。大南先生。

【大南委員】 全国特別支援教育推進連盟の大南ですが、2ページの真ん中あたりですけれども、学校教育法81条の1項のことがここに触れられているわけですが、高等学校において81条の1項をどの程度理解をし、特別な教育的支援が必要な生徒に対して対応しようとしているのかというところが若干、もうちょっと書き込んでもいいかなという気がします。といいますのは、学校教育法ができてすぐに高等学校にも特殊学級を設置することができるようになって、今もそれがずっと引き継がれてきている。にもかかわらず特殊学級は特定の学校以外にはできなかった、あるいは作ろうとしなかった。そういう土壌の中で、81条の1項をどのように理解して今後進めていかなければならないか。

現行、あるいは議論されて、これから変わっていくと思われる高等学校の教育課程の中で、自立活動に係る指導ができないというふうになっていますと言ってしまって、現実はその通りですから、いいのかなとも思う一方で、そうすると高等学校は何もしてこなかったという捉え方がされてしまうので、ちょっと厳しいというか、もう少し表現、全くしなかったわけではないと思います。先生方は、特に定時制であるとか単位制の高等学校では、障害のある生徒に対してかなり学校として対応されてきたけれども、組織的とか、制度的には明確にされてこなかった。私はそういうふうには受け止めています。ですから、ちょっと書き加えていただくとわかりやすい。

これで読んでいくと、高校の先生の中には、何だこれと思う人がいるかもしれないです。そのことは後で出てくると思うのですが、教育課程外でやっていくのか、それとも教育課程の中でやるのか、それから自校通級、自分の在籍している学校の中で通級指導を受けていくのか、それとも他校での通級を受けるか。

小・中学校も最初はというか、特に言葉の教室、言語障害の通級指導教室では教育課程外がかなり多かったのです。というのは、授業を全部受けて、そしてなおかつ放課後に通

級をして言葉の指導を受けたい。そういう時期があったわけです。ちょっと言い方が悪かったらごめんなさい。教育課程外から始めていって、自校通級より他校通級の方がモデル校では多かったわけですから、他校通級でもいいのですけれども、だんだんそれが教育課程の中に入れられるような形が将来とれば、今の小中学校と同じような形で通級がまさしく制度化されて、多くの教員なり保護者の方に理解をされていくのではないかと思います。

ですから、このところで81条の1項をどういう形で高等学校の先生方がまず理解、あるいは行政で高等学校教育を担当されているところが受け止めていくかという、そこが全体に影響してくるような気がしています。

以上です。

【柘植副主査】 大南先生、2ページの二つ目の丸のところでお発言されたのですよね。

【大南委員】 そうですね。

【柘植副主査】 それと関連するのですけれども、実は1ページの下から二つ目の丸、特殊学級が学校制度上明確に位置付けられていって、その上が小学校令になっているので、小学校だけの話かなと思っちゃうのですけれども、実は高校学校もオーケーだと。だから、1ページの下から二つ目の丸のところにも、高等学校にも設置は法令上可能になっているということを書き込むと、高等学校の先生は今回のこういうことできつとしないと思うのです。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。関連して何かありますか。

1ポツのところ以外でも、高等学校の取組、今、大南委員がおっしゃってくださったような特総研の研究とかもありますし、取り組んできている中身をもう少し反映しておいてあげた方が、むしろ高校の方は読みやすいかなということも含めてですね。

それでは他に。今のことで結構ですし、他のことで。では、お願いします。水野委員。

【水野委員】 静岡県教育委員会の水野と申します。よろしくをお願いします。

かなり具体的な話になってしまいますが、4ページ最初のポツ、「平成19年度以降」と書かれてあるところに「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成ということが書かれてあり、今までの中でこの二つの話というのは議論の中心になってきたかと思うのですが、高校の教員の立場からすると、個別の教育支援計画へのハードルが非常に高いと考

えられています。個別の指導計画であれば、高校の先生方に理念を理解してもらうことはできるのですが、個別の教育支援計画の作成というレベルまでになると、学校現場が実践するまでに時間がかかると考えられます。障害者差別解消法に対する対応要領を考える際にも、個別の指導計画の作成は可能であると思われるが個別の教育支援計画をもし高校が作成をするという話になった場合は、フォローがあるような制度作りをした方が良いという意見がありました。

以上です。

【岩井主査】 今のは多分、今後の取組あたりの学校の体制整備とか、その辺も含めてということになりますよね。どこかでそういう体制が進んできている中で、この制度が導入されるということですよ。

では、中田委員お願いします。

【中田委員】 今、整理していただいたので、後でもいいのですけれども、高校によってはむしろ個別の教育支援計画の方が入りやすいと思います。他の機関を巻き込むとなると、こういうものは作らないと回りませんし、特に就労支援とか、学校の先生、特に進路担当が頑張る時代ではないという立場に立ちますと、かなり複数の機関、NPOの機関等も含めて入ってくるので、こういう書類は作れと言わなくても作らざるを得ないし、作るしかないわけです。

ですから、そういう取組を強化する方向性で、実質のあるものを作っていくというふうにはやっていると、むしろそこから始まって、今年の計画はこれで大丈夫なのかという話にもいく可能性がありますから、重要な切り口になるかと思います。関係機関との協働というところができていない中で個別の教育支援計画を考えろと言っても、これは何のことか分かりませんが、いろんな機関が絡んで生徒のためにいろいろやろうとしているという文脈があれば、それほど難しい話ではないと考えます。

【柘植副主査】 静岡の先生は心配されていると思うのですけれども、高等学校で通級が始まって、高等学校の通級の先生がゼロから作る必要なんてないのです。どうせ中学校は作っているから。それをちょうだいと言えばいいのです。それを持ってないと通級による指導を受けられないと言えば良いのです。中学校は小学校から持っているはずですよ。

もちろん途中から障害が明確になって、そこから作り始める場合もあるのだけれども、おそらく基本的には幼稚園とか保育所とか、もしかしたら生後間もなくダウン症だと分かれば、支援計画は福祉の方で作られていこうから、バトンを譲り受けて磨いて、

次のステージにバトンを渡していけばいいわけであって、ゼロから作ると説明すると、それはどきっとすると思います。でも、決してそういうものではないし、そうしてはいけないと思います。

【岩井主査】 もう繰り返しませんけれども、引き継ぎとか、関係機関を巻き込んだツールであるということですね。

他にいかがでしょうか。中田委員どうぞ。

【中田委員】 中田です。

3ページの(1)現状と課題の3番目の丸に「適格者主義」という言葉があって、高校の現場にいた者からしますと、あの生徒はあれで大丈夫かというニュアンスで、適格者主義みたいなことが結構濃厚に出る場合がある。絡んで、昭和38年の公立高等学校の入学者選抜の中に高等学校は、ということで、高等学校の目的に照らして心身に異常があり、就学に耐えないと認められる者、その他高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者を入学させることは適当ではないということが記載された通知が出されているのです。

今の時代からすると、何だこれという感じがあるわけですがけれども、現在の高等学校の教員の中に昭和38年から59年、この辺のことについて深く認識しているのがいるかどうかというと、これはあながちそうは言い切れないので、今、言及させていただいた文言はそのまま載せるべきだとは言いませんけれども、38年と59年の言い方で伝わるかなということ、伝わりにくいと思います。また、高等学校の学習指導要領解説の「配慮すべき」という項目の中に、障害がある生徒についてはこういう配慮をしてという丁寧なものがあるのでありますが、それすら分かっていない場合もあり得ると思います。ですから、その辺のところは、もはや時代が変わってきているのだということをもう少し強調した方が分かりやすいかなと思います。

これを以前、いろんな教員に聞いてみたのですがけれども、そういうものが出ていたかな、という感じもありました。そのとき教務主任とかやっていたら、ピンとくるかもしれませんが、ここは大きなエポックになる部分であるので、もう少しその辺を強調した方がいいかなというのが私の意見です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

【柘植副主査】 確認ですがけれども、適格者主義は今なくなっているのですよね。だから、今のような誤解を外すために、最後の「された」の後ろに「適格者主義は現在では既に存在しない」とか、1行書いてあげた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 適格者主義というものが現在も存在するののかというのは省内の担当課にも確認はしたのですが、一律に適用するということは採らないという考え方が昭和59年の通知で示されているのですが、学校によっては学校の判断で採る場合もあるという位置付けになっているようで、これを記載する過程で確認したところ、完全になくなったということは言えないというふうに回答がありましたので、補足させていただきます。

【齋藤特別支援教育企画官】 そうした中で、どうしたらもう少し分かりやすく表現できるかどうかというのは検討してみたいと思います。

【中田委員】 よろしくお願ひします。

【岩井主査】 適格かどうかということと障害があることは、全く別な問題であるということですよ、一つは。その辺、実際に見る方が分かるように丁寧に考えていきたいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

【永妻委員】 大宮南中学校の永妻です。よろしくお願ひします。

別のところなのですが、4ページの丸の二つ目、「高等学校卒業後に就労・進学先で」というところですが、この文言のところ初めて「通級による指導の必要性」という言葉が出てきているわけですが、この3行を読んでいると、要は卒業後の就労・進学先で困難を抱えている生徒の状況に鑑みていると。それから、「学校の中で先生たちの授業力・指導力の育成が急がれている」などと書いてありますが、それが通級による指導の必要性だというふうに読み取れてしまいます。

ですから、これは通級による指導の必要性なのか、特別支援教育の必要性なのか、あるいは1人1人のニーズに応じた教育の必要性なのか。ここでこれを書いてしまうと、あれっというふうに思ってしまう。通級は何だ、このためにあるのかという印象で捉えがちで、少し書き込むか、この項目について考えていった方がいいかなという印象を受けました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。おそらくずっと上を受けているということですから、読み取れるようにそこは表現を考えたいと思ひます。

時間もありますので、先へ進めさせていただきながら、また関連する部分で、前に戻って御意見を頂いてもよろしいかと思ひますので、次に進めていきたいと思ひます。3ポツの高等学校における通級指導の制度設計について御協議をいただきたいと思ひます。御意見

のある方はよろしく申し上げます。ちょっとボリュームもありますが。大南委員、お願いします。

【大南委員】 推進連盟の大南ですが、8ページ(2)の一つ目の丸の下のフレーズの最後の方ですけれども、「高等学校における通級による指導を導入する際には、通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにすることが必要である」。これはこの委員会の提言としては必要だと思えるのですけれども、入らなかったら、できるようにならなかったらどうするかという、それが先ほどから申し上げている教育課程外で高校の通級による指導をスタートさせていくのかどうか。これが入らなくても教育課程外であれば、どんな内容であっても可能だと思います。

ただ、そのときに問題になるのは、教員の配置だろうと思います。教員の配置をどうするか。教育課程外ですから。例えば休日に行っているもの。ただ、高校は、教員の勤務が小・中学校と違って多様ですから、その多様性をうまく活用することは可能だと思います。

ですから、現状はこうですし、現在、検討中ですから、先へどこまでいくか分からないのですが、この委員会としてはここまでしか書けないのですけれども、現状のままだったらどうなのか、それがあのかなと思います。

そのことと9ページのところなのですけれども、(4)の指導内容の一つ目の丸の最後のところに、小・中の場合には特別支援学校の自立活動に相当するものとなる。高等学校もそうなることが考えられるとなるわけで、そうするそれが今の8ページの(2)の一つ目の丸とつながっていくと思います。

9ページの(4)の三つ目の丸の真ん中辺ですが、この表記はこれでいいのか。私の考えているのと違うのですが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するという自立活動の目標を達成するために、各教科の内容を補充するような学習活動を行う。自立活動の指導と教科の補充というのは通級による指導の二本柱というか、主は自立活動で、もう一つは教科による補充があるのですが、教科による補充というのは自立活動の目標を達成するためにやるのかというと、学校教育法72条の最初の目的の部分が教科の補充であって、後の部分が自立活動の指導だろうと思うのです。

これでいくと、自立活動の目標を達成するために教科の補充をする。しかし、教科の補充というのは、実は小・中、高等学校に準じた教育を進めていく、そのために追い付いていけない部分、あるいは足りない部分を補充するのではないかと私は思ったのですが、この表現を説明していただけると納得できるかもしれないです。

【柘植副主査】 関連して。その次のページの丸のところでも4行ぐらい、「各教科・科目の内容を補充するための特別の指導も、自立活動として行うことができることとすることも考えられる」ということで、これ一歩踏み込んでいるのです。これとの関係があるかもしれないのですけれども、なるほど、と思いました。これも一つの方法かなと。

ただ、大南先生の話聞いていて、改めて10ページの最初の丸を読むと、これって特別支援学校の自立活動なのと。そうじゃなくて、特別支援教育の自立活動と言っていいのかどうか分からないのだけれども、これはとても画期的で、私はこれに賛成なのだけれども、今の大南先生の前ページのあれを総合して考えると、この自立活動ってもはや特別支援学校の自立活動と言い切れるのかなと。高等学校ならではの味付けみたいなものが自立活動としてわっと入ってくる、教科の内容も含めて。悩ましいなというのを今私は感じました、先生のお話を聞いていて。

【大南委員】 少なくともこの中で使う自立活動は、特別支援学校の幼・小・中・高で使われている自立活動でないと。独自のものだったら最初に断っておかないといけない。ここで言う自立活動は特別支援学校の自立活動と名前は同じだけれども、ちょっとニュアンスは違いますよ、という程度にしておかないと。だから、皆さんこのままでいいとおっしゃれば別にこだわらないのですが、間違いというか、私の中では、72条でいくところならぬのではないかなと。読み方が悪ければ、新たな読み方はこうですと言っていただければ、私は納得します。

【柘植副主査】 だから、小学校も中学校もそうなのだけれども、特別な教育課程を編成するときに特別支援学校の自立活動というか、学習指導要領を参考にすることというあの作りが、高等学校のこの議論をし始めると、ちょっと悩ましくなってくるということの露呈なのかもしれない。ちょっと限界なのかなというのが出たということなのかもしれない。だから、借り物ではないような作りが必要なのだろうなという議論は、この会議では必要ないのかもしれないけれども、感じちゃいますね。

【大南委員】 今、柘植委員がおっしゃったように、8、9、10と今のところを続けて読んでいくと、何となく分かるような気がします。要するに教科の補充も自立活動として行うことができる。でも、教科の補充を自立活動と考えちゃうと、自立活動って何なのという話で、教科とは違わないと、学習指導要領の中での位置付けはなくなってしまふ。だから、ここまで書くかどうかですね。特別の指導で私はいいいのではないかと思うのです。教育課程の中でこれは特別な指導です。これはこだわりませんので。どうぞ。

【三代委員】 島根県の三代です。事前に資料を頂いて、今のところが一番悩ましいと
いうか、現場にとっても悩ましいところで、一つ大南先生が言われた課題のところでは

本県の研究指定校においても、1年次、4月からスタートできないかということを行った
ときに、高校の場合、単位制ということで、35単位時間数ないと単位にならないから、高
校現場としては今の状況だと難しいとのことだった。そうすると、端数だと、次年度に持
ち越してということもあるのですが、そのところがどうもうまくいかず、教育課程上
に出にくい。小・中だと時数カウントですよ、単位ではないので。何時間実施したとい
ったことところ。

今の研究指定校では、単位時間にならないところもきちんと個別の指導計画を作ってや
っていただいているところなのですが、それに絡めて言うと、通級であれば高等学校の場
合、途中から対象の生徒が出たとき、年度途中どうするかといったところとも課題が重な
っているということが一つです。

後半の教科の補充についても、昨日、研究協議会で教科の補充に関するいろいろな研究
指定の実践が報告されたところです。本県の研究指定校の教員から教科の補充の捉えが難
しい、はっきりした意見があり、文言にしたときに、これで高等学校の先生方はしっか
りと押さえて指導していただけるのかどうかという不安があります。

あと、個人的に思ったのが、教科の補充に当たるところというのが学習障害的なことで
あれば、高校で急に分かることではないと思うので、小学校、中学校段階でそのところ
を指導されてきた上で、高等学校ではといった、つながりの部分があるはずなのになか
か出てきてないような気がします。あるいは高等学校の教育課程の中で、教科の補充とい
うのが中学校段階とはまた別物なのかなとか、ここのところもまだ十分整理ができないの
ですが、現場からもこの2点については課題として挙がっております。

【分藤特別支援教育調査官】 特別支援教育調査官の分藤と申します。委員の先生方の
御指摘を聞きながら、言葉の使い方ということで、私たちも非常に丁寧に整理をしてきた
つもりですけれども、さらに具体的に整理をしていかなければいけないなと思って聞いて
いました。

特別な指導ということが指す方向性というのは、特別な指導領域である自立活動だけ
ではなく、例えば知的障害教育における教科であるとか、各教科と併せた指導であるとか、
重複障害者等の教育課程の取り扱いであるとか、特別な指導というのが教育課程編成上
様々な方向軸が今出てきたなというところで、特別な指導ということ自体が自立活動とい

うことだけで整理できるのかどうか、私たちも少し悩んだところでございますけれども、そこは整理をしなければならないと思いました。

もう一つ、教科の補充指導というのを、高等学校における、いわゆる学び直しを学校設定教科科目でやっているところがございまして、その教科の補充指導とどのように違うのかというところで、自立活動の目標を捉えた活動、いわゆる調和的発達の基盤に焦点を当てた取組、つまり、例えば国語の教科書の題材を活用しながら、そこで行間がクロスして見えにくいような生徒たちもいますので、そういった教材を活用しながら認知をしっかりと育ててあげるような指導、そういったものを私たちは特別な教科の補充指導という捉えでここを使った経緯がございます。

以上です。

【岩井主査】 多分、単なる勉強の遅れの補充ではないということは皆さん分かっていると思うのですが、それをどう表現するかというのがなかなか難しいところです。

【柘植副主査】 だから、それは多分、通級が始まったときからの課題で、名前が似ているものだから、よくないのです。だから、くっきりと違った名前にするならする、あるいは自立活動という大きな傘の中に突っ込んでしまうというのが分かりやすい。そういう意味でこの方法も一つあるのかなと言いました。

知的障害は通級の対象ではないのだけれども、教科補充を勘違いして、知的障害があるかどうか分からないような子供とか、露骨に知的障害のあるお子さんも小・中学校の一部の通級で指導している実態があるとすると、それは不幸なことなので、特別支援学級という知的障害の仕組みが小・中学校はあるわけだから、そっちへ入った方がより豊かに幸せに過ごせるということなのだと思います。だから、用語はとても大事だと思います。

【岩井主査】 ここは用語の整理とかをちゃんとした上で、我々の意図が伝わるような表現をちょっと工夫していかないといけないかもしれないですけども、もう1回しっかり読み込みながら、どういうふうに表示をしたらいいかちょっと検討したいと思います。

【中田委員】 また基本的な点なのですが、通級による指導の対象というところでは、8ページの下です。実際に高校では、手帳を持っている子もいますし、持っていない子もいる。就職に備えて手帳の取得の意思を確認したところ、では、やってみるという話が出たときに、手帳を取れた、取れなかったというような話もあり、実際に高等学校になりますとこれまでいろんな教育を受けてきて、複雑な状況なので表れ方が様々ですね。

障害者手帳の有無は問わないということになりますと、これは誰がどう判断するのかと

ということになります。実際に研究校等のいろんな実践を見ていまして、医師の診断の有無という点も含めて、これもしかしたら取れるのかなという状態の生徒、診断はあるのだけれども、それとは違う観点からみるといろいろな展開になるのかなという生徒など、いろいろなブレが実際の現場では出てくるのではないかと思います。

しかも知的障害を対象としないという論点があるのですが、その線が切りにくい、高等学校の生徒の複雑な状態像から考えて難しいと思います。要するに言いたいのは、教員がどのように判断するのか、あるいは、どのような形で診断が絡むのかとか、ここはあまり詳しく書けない部分かもしれないのですけれども、その辺のところ、高等学校の教員がこれを見たときにどういうふうを考えるのかなというところも含めて考えていかないと、実際には分かりにくいシステムとなると支援と結びつかない形になってしまう。先程の適格者主義と関係する論点であると思います。

ですから、この辺の表現については、もう少し手を加えた表現をしていかないと、理解しにくいのではないかという気がしました。

【岩井主査】 小学校や中学校でもかなり就学の制度が変わった中で、かなり線引きをする必要はなくなってきたというか、難しくなっている。ただ、特別な教育が受けられるような対象としてどういうふうにそこを位置付けていくかといったときに、何でもオーケーというふうにはならないのかなと。そのくくりをどうしていくかということだと思います。

【齋藤特別支援教育企画官】 特別支援教育課でございます。

小・中学校の通級の対象障害種でございますけれども、それぞれの障害種ごとに通級の対象とする程度の障害はどの程度なのかということについて通知を出しております。それは特別支援学級もそうですし、特別支援学校ということであれば、学校教育法施行令の中で書き込んでいるという状況でございますので、高校についても通級が制度化され、その対象障害種ということが書かれれば、それを踏まえた対応ということになると思います。

いずれにしろ、現在、障害者手帳の有無というものは、小・中学校の通級の中でも特に持っているかどうかは問わないということにしておりますので、その中で可能な範囲でどれだけ具体的に書けるかというのは検討したいと思います。

【大南委員】 推進連盟の大南ですが、通級による指導というのは定義というか、通常の学級で各教科等の多くの時間を受けることができる。そして、特別な指導を受けるといえるのは通常の学級でなんです。だから、この概念を変えれば、知的障害も当然対象になり

ますよね。通常の学級での授業が受けられるのなら、知的障害と言わなくてもいいわけです。だから、受けられないというより、それで効果的な指導ができないから、特別支援学校なり特別支援学級へ行く。これが今の仕組みの中での説明ですよ。だから、通級による指導を小・中、高等学校の通常の学級に限定しなければいいわけです。

例えば特別支援学級にいても通級は受けられる、特別支援学校にいても通級は受けられる。現行制度では特別支援学級を除けば、みんな受けられる。特別支援学校でも通級は大丈夫なはず。特別支援学級だけが、施行規則140条では括弧書きで、特別支援学級在籍の児童生徒は除くとなっていますよね。だから、受けられない。だから、受けるようになるのなら、小・中、高等学校の通常の学級及び特別支援学級又は特別支援学校において、各教科等の授業の大半を受けながら特別な授業を受ける。これが通級概念をもし変えたとすれば。

でも、今この時点では変えないわけですから。さっきの手帳を持っているか持っていないかの前に、高等学校の通常の学級での授業が受けられる。ここが大前提だと思います。それは普通科の場合、全日制も定時制も、単位制も通信制も全部含めて考えていけばよろしいわけで、だからそこで受けられないとしたら、その生徒は受けるべきではないということになるか。

【柘植副主査】 とても重要なお話ありがとうございます。小・中学校の場合は、知的障害は通級の対象ではないというふうに明確にして、それはそれでいいと思います。なぜかという、特別支援学級があるから。二つのリソースがあって、通常学級があって分けています。

でも、高校もこの会議が終わった後、特別支援学級の議論を進めるということなので、それは1回目の会議から私はいろいろ話ししているのですけれども、二つ一遍にやった方が楽なんじゃないかと思ったりもするので、その後の方も見越しながらこの設計をしていかないと、間違った、一歩出ちゃうと、あとにっちもさっちもいなくなっちゃうというのはカッコよくないので。

先ほどの中田先生と大南先生のお話を聞いていると、高等学校は障害手帳の有無は問わないって、ちょっと心配じゃないかと。おそらく小学校よりも中学校、さらに中学校から高校になると、学力の差とかでこぼこ、偏りがかなり複雑に深刻になっていくのです。そうすると、それは本当に知的障害なのか、あるいはそうじゃなくてと、先ほどそういう話がありましたけれども、その辺のところでは知的障害のようなものを外して通級を持ってい

くってということが、高校の現場の先生方、校内委員会だと書いてありましたので、どこまでうまい具合にやってくれるのか、そもそもそれは現実的に可能なのかなのか。特別支援学級もあれば、いや、特別支援学級に行ってくださいで済むのですけれども、片方だけでスタートをもしると、スタートのところまでうまい具合につまづかないようにする手立てを十分考えていかないといけないのかなと感じます。

【永妻委員】 大宮南中学校の永妻です。

私も今柘植先生のおっしゃったこと、本当に最初から思っていたところもあるのですが、10ページのところに、「通級による指導が必要となる生徒の判断手続き等」というところの丸のところには、高等学校において云々「も参考に、各高等学校や地域の実態も踏まえて行われることとなる」と。これは誰がするのですかというところが、ここでは分かりません。

ところが、11ページになると、3番のところ、「校内委員会等における検討」で「高等学校は」と書いてありますよね。「校内委員会等における検討を経て、最終的な対象生徒を決定する」。つまり、これは学校長が最終的には決定することになるわけですよね。そうすると、先ほどのいろいろな議論の中で、どんな障害の子供をどういうふうに判断していくかというのは、各学校でばらばらになってくる可能性というのはすごくやっぱりあるわけですね。ましてや、補充の指導、教科補充という形ではない事実活動だというふうになると、さらにそこは各学校の思惑の中でのその子供の判断という形も考えられなくはないのですね。ということで考えていくと、本当にこの判断というのが全て高等学校の特別支援教育コーディネーター、その先に書いてありますけれども、それもやっぱりいろいろな資質差が出ていると思いますね。そういう中での校内委員会だけの判断で本当にいいのかというところが、全体を見て感じているところなのですね。

そうすると、例えばこれが何か第三者を入れた公的チーム的なものが各学校で設置されて、医師とかあるいはスクールカウンセラーですね、そういういわゆる判断するチームが設置された上で、この法令にのっとって適切だと判断していくというふうな、何かここでワンステップ入れていかないといけないのかなというのをずっと思っているところです。小・中学校であったのは、就学支援委員会というのが市でも県でもあるわけですので、これはもう専門家の意見で判断していくわけですから、それを参考にして保護者と子供が判断するわけですが、何かそういうステップが欲しいなということを、全体を見て感じているところです。以上です。

【岩井主査】 はい。

【柘植副主査】 11ページの丸3の下から2行目に専門家チームの派遣っておりますね。今から十何年前に作った仕組みだと思いますので、丸3の後に丸4として専門家チームというのを起こした方がいいかもしれないですね。学校で頑張ってくださいと。それで難しかったら専門家チームから援助を求められますという二層構造で動いているはずなので、これだと隠れてしまいますので、で、専門家チームって専門家の集まるのはみんな専門家チームなので、その機能だとかこんなことをやってもらえるということをちょっと書いて、新しい丸4で書きこんだ方が、今のような心配はなくなるかもしれないですね。

【岩井主査】 どうぞ。

【大南委員】 推進連盟の大南ですが、今の点は、冒頭に申しあげました他校通級が中心になっていく場合には、とても重要だと思います。小・中学校の通級による指導も、現段階でも学校に任せている市町村と、それから市町村教育委員会が入退級については判断をするというところと両方あるわけですが、私はやはり設置者がやるべきだと思います。それはなぜかといいますと、校長先生が変わって、その学校に来て判断をしなければならないとすれば、先程の校内委員会で最終決定するのは校長ですから、何も知らなくてもとにかく判は押さなければならない。それから、担当者もいつもベテランがいるとは限らないわけです。そのことも踏まえながら、やはり高等学校設置者と言ってしまふと数が多くなってしまふ。都道府県立は全て都道府県教育委員会が行うのかということになるので、今の専門家チームプラス行政関係者もいて、他校通級の場合に一つの教室へ何校かから来た場合にみんなそれぞれ判断が違っていて、指導が非常に大変になる恐れというのが出てくると思いますね。最も難しいのは、入り口の部分はそれほどでもないのですが、出口というか、ここで終わりにするということをどう判断するかというのを校長に任せて大丈夫かなというのが、小・中のこれまでの経緯を見ながら思いました。校長先生を信用しないという意味ではなく。ここを御検討、御意見いただければと思います。

【岩井主査】 もともとあれですよ、小・中の就学支援委員会のようなものとはまた違うわけですね。高校で入学できるかどうかというのは既に判断された上で、なおかつその特別な指導が必要かどうかという判断ですよ。そこも踏まえた形で、校長任せではなくて、何らかの支援が必要だというふうなことになるのでしょうか。

【三代委員】 いいですか。

【岩井主査】 はい。

【三代委員】 島根県の三代です。

ここの判断手続のところですが、本県の研究や運営指導委員会の方々のお話を伺っていて、ここに書いていない、今の研究指定で取り組んでいる中で感じたことです。手続きは高等学校入学、合格が決まったのことが書いてあると思うのですが、今、本県の場合、研究指定校の方も、特別支援教育に取り組んでいる他の高校の方もですが、入学前の高校の説明会も大切にしています。今まで引継ぎの重要性といったところもあったのですが、中学校からよく高等学校では何をしてもらえますかというような問い合わせがよくあります。広域連携協議会等でも高校の話をする、中学校から、高校では何をしてもらえますか、という質問に対して高等学校ではこんなことを取り組んでいます、というような発信をしておられます。、今の小・中の通常学級でのこととも重なるのですが、特別支援学校と高校の違いというのは、教育課程上高校での教育課程が主軸にあって、その上でというようなところを入学前から説明をし、小・中と支援を受けてきたお子さんに関しては、もうそれは進路、キャリア教育視点のところでは進路決定をされるというようなことになると思います。入学以前の高等学校側の発信の仕方も、その判断手続上のベースになることなのかなと感じております。今後制度化されてきたときに、その部分、教育課程のことの説明というのが、やはり義務とは違う高等学校の通級を実施していく上での、何かポイントになるかなとも感じております。

本県の場合、特別支援学校の入学に際しても手帳の有無については規定がありません。これからインクルーシブ教育システムになってきたところで、どれだけ本人・保護者・学校側が合意形成を図られるか、そういった段階でたくさんお話ができるかが重要であると思います。そういったところがちょっと制度的には難しいのかもしれませんが。なかなか手帳の取得に関しても、その地域の医療体制ができてないと診断が何か月待ちみたいなどころもあって、実際地域によっては課題だなと感じております。

【岩井主査】 ありがとうございます。

では、水野委員、お願いします。

【水野委員】 静岡県の水野です。

他校通級を行う際に、どうしても教員だけでは苦しいということがあって、今の入級・退級ということも併せて考えた場合、臨床心理士の力が非常に大きいと考えられます各高校にいわゆる学校心理アドバイザーとして臨床心理士を派遣するような事業を行っていますが、教員の視点とはまた違った臨床心理士の視点が非常に有効に活用されているようで、

多くの学校から臨床心理士をもっと派遣してもらいたいという依頼があります。入級や退級ということを考えたときに、教員の判断ではどうしても私は限界があるのではという心配があるため、御検討いただければ有り難いかなと思います。以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

議論は次々たくさん出ているのですが、時間もあるので先に進めながら、御意見をいただきながら整理をしていきたいと思います。

残り4のところですね、高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策と5ポツの今後の課題。この部分について、今水野委員からもありましたけれども、そういった充実方策あたりのところも含めて、御意見があればお出しください。いかがでしょうか。

【中田委員】 いいですか。

【岩井主査】 はい、中田委員。

【中田委員】 4番の項目自体ですが、制度化した後ということなのですが、制度化する際の充実方策。つまり、先ほど出ましたけれども、例えば22校の研究指定校でやられている中に、通常の学級で一体どういう工夫を凝らしているのか。障害がある子についても、現行指導要領の枠内でもわざわざ項目が設定されていて、こういう努力をすべきであるとか書かれていますよね。通級の場合には、それでもなおかつ限界がありという文脈になると思います。ですから、通級による指導の制度化に際して、さっきもお話ありましたけれども、例えば学校説明会で、うちの学校ではほかの高校と違って通常学級ではこういう形の取組をしていると。補充的な方策はこんなことをやっている。それでもなおかつうまくいかない場合はこういう手を打っているということで、セットにして学校説明会では説明することになると思いますので、制度化というのに踏み切った後にこれもやっていきましょう、というよりも、何か実施する際の配慮事項のような、そういう同時並行的なニュアンスで項目を打ち出した方が自然かなというのが私の意見です。

あともう一つは、各学校が通常学級ということについてかなり個別とかいろいろな取組みをしているわけなので、その辺についてここまで議論が進められてきていて、繰り返しになり申し訳ありませんが、なおかつこれまでの取組では限界があるという視点があり、だから、通級の指導であるというふうにすると、説得力があるではないかと思いました。原案の項目ですと通級を制度化したて後、残った問題もいろいろあるから、そこはやってくださいみたいなというようにとられてしまう恐れがあるという2点です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

今のことは、先ほどの大南委員の制度化できなくともというあたりのところにもつながっていくというふうなことで、その部分はやっぱり制度化もしていきながら、なおかつこういう対策があるよと、実際にやっているよ、やれるよというふうなことを展開していく必要があると、そんなことでしょうか。

【柘植副主査】 ちょっと関連して、補足といえますか。

発達障害の通級が小・中学校で始まったときに、通常学級では無理だから、落ち着きがないだとか何だとか、向こうへ行って学んできなさいと。ほっとしちゃうのですよね。それが高等学校でより顕著に出ないようにしなきゃいけないので、まずは担任の先生1人で踏ん張ってくださいと。あるいは、通常学級みんなで踏ん張ってくださいと。それでもだめだったらというふうに、通級を打ち出していくときのカスケードというのかな、それを丁寧を持っていかないと、ほっとしちゃってというのは、それはこれからのインクルーシブとは違った方向なので、それは危ないなと思います。

【中田委員】 いいですか、もう一つ。

【岩井主査】 はい。

【中田委員】 今回の御意見を聞いてそういうリスクはあると思います。つまり、義務教育段階では特別支援学級があり通常学級があり、どっちにも収まり切れない、という状況から通級が制度化されるという文脈で出てきたわけです。しかし、高等学校の場合は、今度の一つだけ異なる形になるわけですね。通常学級でうまくいかない生徒は全部、通級となると、かなりインクルーシブというよりもエクスクルーシブな方向性で通級による指導が行われてしまうことになると思います。そんなことはないだろうというふうには言い切れない部分があります。というのは、通常学級の指導についてこれないのであれば退学せざるを得ないということも、今までそういうことも現にあったわけなので、そのような危険性について十分意識するとなると、インクルーシブな方向での通級による指導というふうなニュアンスのところを打ち出されていないと、勘違いなりあるいは意図せざる結果としてそうになってしまうリスクはあるのかなと思います。

【岩井主査】 気をつけていかなきゃならないところだということですね。

大南委員、どうぞ。

【大南委員】 推進連盟の大南ですが、昨日、ある区の小・中学校のコーディネーターの先生方の集まりがあって、1年間振り返っていく中で、今の通級に行っている子供がそのクラスにいて、通級にこれから行ってくるというときには「行ってらっしゃい」というの

をクラス全員が言う。帰ってくると「お帰りなさい」。こういう学級づくりができれば今の
ようなことってなくなるのですが、ただ、やはりスタートの時点では恐らく柘植委員や中
田委員がおっしゃっているような形で、教員は、大南がいなくなりや助かったなという思
いもあるだろうし、クラス全体も彼がいなきゃ落ち着いているわという。しかし、それが
やっぱり通っていかねばならない道筋のような気がします。小・中ができた頃のこと
を考えても。ただ、それが今の時代、露骨に出してしまうとやはり良くないと思うのです。
みんなできるだけ一緒にやりましょうと言っているときに、世話が焼けるから向こうに行
けという感覚がもし教員の側にあつたらやっぱりいけないので、この中にも書かれていま
すように、一つは6ページのところの通級を受ける生徒が心理的なプレッシャーを感じない、
あるいは抵抗感を感じないというのは大事だし、今度はクラス全体がその生徒の特別な指
導に対する理解を持っている。その持つような指導をしていくのが教員だと思います。で
すから、その下にある高等学校でも、全ての教職員の理解・啓発がまず第一歩で、そして
生徒・保護者全体で考えていくと。土曜日にある市の教育長が、学校・家庭・地域が一体
となって子供たちの育成に取り組んでいってほしいというような御挨拶をされていまし
たけれども、私は今度高校を始めるときには、全教職員が、そして生徒が、保護者が一体
となってということが大事なのかなと思いました。以上です。

【中田委員】 1点、よろしいですか。

【岩井主査】 はい。

【中田委員】 一番学校経営上キーポイントになるところだと思います。つまり、発達
障害があるので別の場なのだというふうな形で理解されてしまうと、もう発達障害じゃな
いって言い張って行くのを拒むとか、いろいろな形でひずんだ形が表れやすいので、やは
り最近よく言われていますように、学習スタイルには多様なものがあるということで、そ
れぞれが努力しているのだということが最初の切り口としてあるべきだろうと思います。
それがうちの学校の方針ですというような打ち出し方を抜きにして、単なる制度化一本で
始まってしまうと、それはかなり危険であるということだと思います。

ですから、理念的というより基本的な考え方が前提としてあり、したがって通級が出て
くるというふうな形で考えてもらわないと、通級の制度化を正面切って小・中と同じふう
にやります、こうなりますので配慮してあげてください、ということではやはりうまくい
かないと思います。そういう意味で先程の制度化の後のということにはちょっとこだわしま
した。同時に、学校方針としてそういう点を打ち出していかないと、学校経営的にもかな

り難しいだろうと思います。

【岩井主査】 はい、どうぞ。

【永妻委員】 大宮南中の永妻です。そういうふうを考えていくと、ここにははっきりと明記はされていないのですが、やはり高等学校における通級による形態というのは、やっぱりその学校の校内通級が基本じゃないかなと今思うのですね。いろいろ他校通級という形態ももちろんあるわけですが、やっぱり校内、要は入学試験で採った子たちですよね、その子たちをどうにかして、多分高校の先生たちもそうだと思います、ちゃんと卒業してやりたいというのが基本的にはあると思います。だから、本校の子たちのそういう困難さに対して私たちは全面的にやっけていきたいと思いますよという雰囲気作りが、特別支援教育を進めることで可能になってくるわけですね。その中に通級による指導、取り出しの指導というのが出てくるわけで、ここにほかの学校で入学試験を受けて合格した子が来たとしても、多分それは義務教育段階とは違って、やっぱりその先生たちのモチベーションというのは違うでしょうし、そこはそう考えていくと、ここには明記はされていないのですが、校内通級を基本とするというふうな形も、一つのこの解としてはそういう方向性を持っていくのかなというふうには今感じてはいます。そのあたりはいかがでしょうか。以上です。

【岩井主査】 いかがでしょうか。

村野委員、どうですか。

【村野委員】 町田の丘の村野です。

だから、前提としては、特別支援教育の推進のための高等学校における校内体制の整備・充実というのが前提にあって、なおかつ校内通級の方がやりやすいというふうには私も思います。それは今も学校設定教科・科目でやっている学校もあると思いますので、そういう中でいうと、同じ時間帯でいろいろな多様なグループというか教科のところに行って学習をするということは、生徒にとっては比較的スムーズに行くのではないかなと思っています。

なので、ところどころに特定の教員に任せないというような文言がありますけれども、その前提として、繰り返しますけれども、やはり高校における特別支援教育の推進の整備・充実ということを全面的に、やはりベースとして考えていくということが、この通級による制度の充実につながってくるのではないかなと思います。

もう一ついいでしょうか。先ほど来、入級についての合意形成というのがあるというこ

とですけれども、退級のところは、大南委員からのお話でもそのことには余り触れていないので、その点についても文言を入れていただくようなことが必要かなと思います。よろしくお願いたします。

【岩井主査】 ありがとうございます。

水野委員、自校通級の話と実際にモデル事業で取り組まれた他校通級も含めてのあたりのところで、何か御意見あれば少し。もう既に発表していただいた中身ではあるのですけれども。

【水野委員】 他校通級による生徒の心理的な変化という点で、通級の意義を感じますし、逆に自校通級は小回りの利く部分があるかと思しますので、どちらがかより良いと言うことは困難です。

【柘植副主査】 中学校の通級を見ると、自校でいいという子や親御さんもいるのですよ。でも、なくてよかったという場合もあるのですよ、見られたくないだとか、あるいは入り口を変えちゃったりしてね。でも、これからのことを考えると、自分のところから30分、1時間バスに乗っていくという話じゃないので、基本的には国立大附属も私学も、日本中の全ての高等学校は、そんなに遠くない将来通級を持つのでしょうか。なんだけれども、そこに行くのが難しければ、例えば指導方法が毛色が違うだとか何とか、あるいは友達に知られたくないからというのがあるのだったら隣の高校に行ってもいいのだろうけれども、基本的には校内通級が基本で、全ての学校が一つ持つのでしょうか。でも、どこに行くかということは、やっぱり中学校の通級の状態を見るといろいろな状態があるので、自分の学校はちょっと行きたくないという気持ちも分からないことはないということですね。だから、基本的には自校通級か巡回指導。他校通級は要らないのでしょうか。それは小・中学校も同じだと思いますけれども。

【水野委員】 静岡県の水野です。

県教育委員会が実施しているコミュニケーションスキル講座のアンケートでは、他校通級の方が良いという結果が出ます。それは自尊感情の問題ももちろんありますし、他校に新たに友達ができ、自分の心の安定する場所ができたということが受講生にとっては大きいと思います。

それから、県教育委員会のコミュニケーションスキル講座は農業を体験活動として行っており、ユニバーサル園芸として、農場で自然と触れ合うことによって子供たちが変化していく姿がありありと見えます。自校通級で農業を実施するということになる、学校に

よる施設の差も当然出てくるかと思えます。私個人としては、静岡県で他校通級の良さというものを聞いているものですから、若干他校通級の方に偏っているのかもしれませんが、以上です。

【岩井主査】 ここでは別にどちらかにしなきゃいけないということではないので。それぞれの良さが書ければいいかなと思えますので。今の件はよろしいでしょうかね。

はい、大南委員、どうぞ。

【大南委員】 推進連盟の大南ですが、今の御意見、非常にこれから議論をしていく上で価値があると思えますが。東京都はできるところから、4月から小学校に特別支援教室を設置します。これは小学校全てですね、できるところは。そこで、ある区は四十何校全部に特別支援教室を置いて、そこへ巡回による教員が行って特別な指導をする。その場合も、今おっしゃっているように、自分の学校で特別支援教室へ行くと目立つのでどうしても嫌だという家庭なり本人がいるわけですよ。その子たちをどうするかというところで、近くの学校の特別支援教室へも、一定の条件の下で認めますというようなことを、ガイドラインに書きつつあるところもあります。

平成30年に、都内の公立の小学校には全て、特別支援教室が設置をされる、そういう動きがあつて、中学校は、4月からモデル事業で、2区2市で始めていく。ですから、方向としては自校で、ただ、高等学校は、小中とは、かなり条件が違います。私は、どっちがいいかは分からないのですが、ただ、基本的に高校の通級を考えたときには、自校でモデル校も行っているのだと思って、いろいろ伺っていると、他校通級が多いということで、逆にびっくりもしているし、高校生的心情としてはそうなのかなという思いがあります。

ですから、先程、委員長が言われたように、ここでどっちが良いと決めてしまうと、大変なことになるので、しばらく実践をしながら、それぞれのメリット、デメリットを出していただいて、やっぱりこっちが良いのではないかと。全てが自校通級、あるいは他校通級になるということは、今すぐは出てこないのではないかなと思えます。

以上です。すいません。

【岩井主査】 どうぞ、永妻委員。

【永妻委員】 小学校と中学校において、他校通級には、やはりグループ指導ができるという利点があります。同じ障害種の子供たちを集めて、そして、その中でお互いにスキルアップを図ったりだとか、コミュニケーションをとったりした中で、そこで一つの自尊心を高めていって、在籍校に戻っていこうと、そういう指導ができるということで、他

校通級に意義があるとは思いますが。おそらく、校内でグループ指導というのは、校内の知っている子たちの中だけではなかなか難しいと思います。ですから、知らない子の中でそういうふうに行っていくという指導の形態が取れるという利点はあると思います。

それが高等学校にそのままできるかどうか、それは分かりませんが、いずれにしても、小学校と中学校でやっているから、高校でも同じようにという形ではなくて、高校だけの通級指導の形というのは、やっぱり模索していかないとけないかなとは基本的に思っています。

以上です。

【岩井主査】 どうぞ。

【三代委員】 島根県の三代です。以前にもお話ししましたが、島根の場合は、土地柄もあり、小中の場合、自校というより、自分の学校に巡回指導で来ていただくという方法です。小さい県ですけれども、通級による指導は全国的にも割と進んでいるというか、学級も多い県ですが、運営指導委員の小学校の校長先生が、ちょうど運営指導委員会の後に、入学説明会があり、自分は通級による指導のことも、特別支援教育についての話も今日するのですよ。」と、嬉しそうにお話をしてくださいました。

島根の場合は、通級による指導というのが、小学校、中学校から、割と身近なものであるため、高校に入っても、先生方より子供たちの方が、いろいろな学びの友達、仲間がいるとことが、小学校の頃から自然な形で身に付いている。そういったところもあって、子供たちは自分の学校で通級を受けるということが、割と比較的受け入れやすい。反対に、難しい場合は、支援等が遅れた場合とか、二次的なこととかがあった場合、保護者さんの理解が難しい場合である。見られたくないとか、あるいは、小学校から中学校に入るときの成長段階で、中学校から気持ちを切り替えてといったところで、通級による自校の教室には最初は抵抗がある生徒もいる。しかししばらくして、また通級に戻ってくることもあり、本当に、いろいろなケースがあります。本県のように、巡回で来ていただく場合を含めて自校で実施する場合は良いというケースが多いのは、やはり、小中からの積み上げかなとは思っております。

【岩井主査】 先ほどからのお話の続きでいうと、地域による特性もかなりあるということなので、そこは、そういうのを生かしていただきながら、最終的には、高校はかなりタイプの違う学校がそろっているの、自分の学校で授業を受けながら特別な配慮をする、そういうことにつながっていくのかなとも思いますけれども、今の段階では、とりあえず、

いろいろな形の設置の仕方が考えられるということでしょうかね。

他のことも含めて、国、教育委員会、あるいは学校での体制整備ということで書き込みがしてありますけれども、いかがでしょうか。

では、中田委員。

【中田委員】 高等学校に入ってきたばかりのときには、心機一転、高等学校で頑張るという時期には、自分の力を見据えて学習の場を考えるというのは難しい場面もあるのですが、しかし、高等学校で生活しているうちに、キャリア教育とか、いろいろな絡みの中で、自分の将来はどういうふうにしようかというときに、子供たちの本当のニーズが浮かび上がってくるのがあって、そういう意味では、キャリア支援とか、就労のプログラムの充実という点と、通級による指導をどう絡めるかということで、例えば、高等学校3年レベルになると、もう基礎学力を付けるのは遅いという言い方もあるのですが、本気になって勉強し始める瞬間もあります。つまり、これは逃げられないのだと。1、2年生のうち、何とかなるという線があるにしても、自分の将来を考えたときに、やっぱりこれは必要であるという、そこをうまく把握していくことが重要であると思います。

15ページの最後の、5番の前の、就労支援の場面で、「フォローできる体制作り」という表現があります。体制作りと書いてありますが、具体的にはネットワークという、古典的な手法が示されていますが、ネットワークというのはいろいろな意味に取れますけれども、個人的な意見ですが、体制作りの中に、校内にきちんと労働関係の雇用の専門家とか、そういった人が入って、高等学校の中に、文部科学省管轄だけではなくて、ほかの省庁のところも入って、在籍している高校生の様々な困難を目の当たりにしながら、就労プログラムと一緒に考えて作っていくという仕組み、体制作りの話ですけれども、そのような試みが高等学校でなされていかないと、「通級による指導をやりました」、「就職は本人たちの力ですので、それは学校としては対応できない」という話になりがちです。それでは、やはり成立しにくい学校も多々ありますので、この体制作りについては、ぜひ、調査研究事業等を立ち上げていただいて、そこを把握していくと、将来の見通しができますと、こういう制度をうまく利用していこうかという意識が生まれてくるかもしれません。しかし、見通しが余りはっきりしていない中で、別の場で勉強しよう、というのは、高校生はついていこうと思わないでしょうし、ある意味ではそう思うのも正しいのかなという気がします。

ですから、将来の就労プログラムということでは、今までの高等学校の進路指導の枠内にとどめるのではなくて、今、いろいろな試みが始められていますので、そこを含めた形

で、通級による指導というのをどう位置づけるかという切り込み方もあるかなと思います。意見です。

【岩井主査】 中田委員には、前にもそのお話をしていただきまして。

【中田委員】 今、繰り返し申し上げたのは、ぜひ盛り込んでいただきたいというだけです。

【岩井主査】 大学なんかにも、キャリア支援センターを持っているところがかなりありますし、ただ、通級による指導との関連で、どういうふうに書き込むかというのが、ちょっと困ったところがあったもので、その辺はもう一度、検討させていただくということです。

【中田委員】 生徒のニーズということとの合致点からいうと、一番手堅いのではないかというのが私の意見です。高等学校の1年生に対して通級の指導を言うよりも、将来について考えるタイミングで、それを前提にして、2年生、1年生というふうな広げ方というのも一つの手かなと思います。

【三代委員】 いいですか。

【岩井主査】 どうぞ。

【三代委員】 島根県の三代です。先ほどから出ている、卒業後のところで、進学のお子さんもありますが、就労に関しては、やはり他機関との関係のところで、ここにもハローワーク等も出ています。個別の指導計画と、個別の教育支援計画では、本県でも値を見ると、教育支援計画の作成率が低いです。ですが、研究の中で、これから高校を卒業する場合、移行支援計画が必要という話も出てきまして、やはりそうすると、学校だけではなくて、他機関、教育機関以外のところとの連携が必要になってきます。水野委員も言われたように、教育側のサイドから言うと、学習指導といったところで、教員としては、個別の指導計画というのは、シラバス等、なじみ深いものなのですが、教育支援計画とか、移行支援計画という、教育外の関係者との関係になると、福祉とか、そういったところとの関係が、まだまだ高等学校には浸透し切れない部分です。そこを来年もう1年、研究でどうするかといったところも、今、課題にはなっております。

【岩井主査】 特別支援教育の制度ができたときに、既にそういうことは高校にも盛り込まれて、行ふべきものとして示されてはいたのですがけれども、十分ではない状況も含めて、もう一度、繰り返しになる部分もあるけれども、そこは書き込んでいくことが大事だと、そんなことで。特に、学校だけではなくて、やっぱり教育委員会とか、国とかのレベ

ルでも、そういうことは考えていかなきゃいけないことだと思います。

【中田委員】 障害の問題を、教育だけでやるという発想自体に無理があると思います。当然、やることはやるのですけれども、しかし、やはり学校から社会への移行を展望したときには、それだけでは無理ですよね。そうであるとしたら、展望を示すときに、他の部署と連携し、今までとは違う形態を追求する形をここで打ち出して、呼び掛けを行うというスタイルの方がいいかと思います。

もう1個だけいいですか。最後の丸のところですけども、特別支援学校が蓄積した知見ということですが、これも確かに有効なのですが、実際にやっていると、発達障害の生徒の就労を考えたときに、特別支援学校の知見として、手帳をとっていくという考え方もありますが、手帳をとったのだけでも、手帳をとって行ったら、そこは自分には合わないということで、手帳が必要ないところに、一般就労先を見つけたというケースもあります。必ずしも特別支援学校の知見を高等学校にそのままということではなくて、そこには参考なることはたくさんあるのですが、NPOとか、ひきこもり支援の方の知見などにも、いろいろと参考になるものがあるので、その辺のバランスもうまくとっていただいて、他の機関について言及していただいた方がいいかなと思いました。

【岩井主査】 そろそろ時間になりますけれども、御発言のある方はいらっしゃいますか。

【柘植副主査】 5の一つ上の丸のところです。進学のところ、これは丸を分けた方が分かりやすいかなと思いました。

それで、進学する生徒についてはということで、個別の教育支援計画を引き継ぐって大事ですね。センター試験を受けるときに、特別措置で、高等学校までの間に個別の指導計画を作っているときは、それを付けることになっているので、これは個別の教育支援計画だけじゃなくて、個別の指導計画も引き継ぐというに書いた方が現実的かなと思います。

それから最後、5番の、今後の課題なのですけども、特別支援学級のことを議論しないでスタートしたということなので、皆さん、そのつもりで議論をして、多少は出たり、入ったりしているのですけれども、5番のところではっきり書いておくことは、とても大事だと思います。特別支援学級を作っていくことになれば、通級は小中と同じような感じで、もちろん、今の話で大きな味付けは必要になるのですけれども、もし、作らないという方向で行くとすると、おそらく、小中と同じような通級では、もたなくなるのは目に見えている。そうすると、特別支援学級は作らないのだけれども、とりあえず、始めた通

級を、2段ロケットで大きく、スーパー通級か何かに変えていく作業が必要になっていくと思いますので、5番のところがいいのか、国の役割のところがいいのか分かりませんが、この制度が始まったら、高等学校にできた通級が、どんなふう動いていて、どういう成果があって、ここが課題なのかなとか、やっぱり他校通級がいいとか、やっぱりそれはまずいとかというような、きちんと政策評価をしていくことをやるのだと、PDCAサイクルで回すのだということを、国の役割の最後の丸ぐらいに書いておいた方がいいのかもしれないですね。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

活発に御意見をいろいろ、多方面にわたっていただきました。ありがとうございます。時間が迫ってまいりましたので、本日はここまでとしたいと思います。

また、この報告案を見て、あるいは本日の議論を踏まえて、御意見等がありましたら、事務局の方にメール等でお知らせいただければ、対応していきたいと思います。次回会議には、きょうの議論を踏まえて、あるいは皆さんからいただいたメールの意見を踏まえて、報告書案を用意したいと考えています。

メールの意見については、特にいつぐらいまでということになりますでしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 御多忙の時期に、まことに恐縮でございますが、2月19日、金曜日ぐらいまでをお願いできればと思っております。

【岩井主査】 忘れないうちにメールしてくださいということだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、次回の予定について、事務局からお願いします。

【田井特別支援教育課専門官】 次回会議は3月1日、火曜日、遅い時間になりまして底辺恐縮ですが、17時から開催をさせていただきたいと思っております。場所については調整の上、追って御連絡をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【岩井主査】 特に、今後のスケジュールについてはよろしいでしょうか。

【田井特別支援教育課専門官】 冒頭にも若干申し上げましたが、次回、3月1日の会議の後に、報告案についてパブリックコメントを実施したいと考えております。それを踏まえて、3月中に報告書を取りまとめたいと思っております。

資料3にも書かせていただいておりますが、その後、教育課程上の位置付けの部分に関しましては、中央教育審議会教育課程部会でも御議論をいただきまして、28年度中に必要な

制度改正をしたいと考えております。平成29年度に、導入に向けた準備ということで、30年度から通級による指導の運用を開始したいと、現時点では予定しているところでございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

それでは、本日予定した議事は全て終了しましたので、これで閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —